



高等学校卒業程度認定試験合格支援



市ホームページ

ひとり親家庭の親や子が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座を受け、これを修了したときや合格したときに受講費用の一部を支給します。

※講座の受講前に、**函子ども・子育て総合センター**に申請が必要です。

対象	対象講座	支給額
20歳未満の子どもを養育しているひとり親や子で、次の要件を満たす人 ①市民 ②児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある ③適職につくために、必要であると認められる ④過去にこの給付金を受けていない ※すでに高校を卒業した人や大学入学資格検定・高等学校卒業程度認定試験に合格した人は対象外です。	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座 ※通信制講座を含む。	〈受講を修了したとき〉 対象講座の受講修了後、受講料などの2割に相当する額 ※上限は10万円。 ※支給額が4,000円以下の場合は支給の対象になりません。 〈認定試験に合格したとき〉 高等学校卒業程度認定試験合格後、受講料などの4割に相当する額 ※受講修了時支給額との合算で合計15万円を上限。 ※受講の修了から2年以内に認定試験に合格した場合のみ。



「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」の申請はお済みですか？

子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限は令和4年3月31日です。期限までに申請手続きが完了しない場合、給付金は支給できませんので早めの手続きをお願いします。

▶**対象** 令和4年3月31日時点で18歳未満の以下のいずれかに該当する児童

- ①令和3年9月分の児童手当の支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生相当年齢の児童
- ③令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた新生児

▶**支給金額** 対象児童一人につき10万円

▶**支給日** 申請した月の翌月末日

※本給付金は1度限りの支給です。すでに支給を受けた人は対象外です。

※令和3年9月30日時点で申請者と支給対象児童が別居している人は手続きが異なる場合があります。

申請前に必ず問い合わせてください。

▶**申し込み・問い合わせ**

函子育て支援課 ☎0287(46)5533



ひとり親家庭のキャリアアップを応援します

▶申し込み・問い合わせ **函子ども・子育て総合センター ☎0287(46)5538**

自立支援教育訓練給付金



市ホームページ

ひとり親家庭の親が就職や自立を目指したスキルアップのために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の一部を支給します。

※講座受講前に対象講座の指定を受ける必要がありますので、事前に**函子ども・子育て総合センター**に相談してください。
 ※給付金は受講修了後に支給されます。

対象	対象講座	支給額
20歳未満の子どもを養育しているひとり親で、次の要件を満たす人 ①市民 ②児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある ③教育訓練講座を受講することが就職やキャリアアップに必要と認められる ④過去にこの給付金を受給していない	雇用保険制度の教育訓練講座として指定されている講座(医療事務、大型自動車免許、社会福祉士、介護福祉士、保育士など)	対象講座の入学料や受講料、教材費の合計額の6割に相当する額 ※雇用保険法に基づいて国が支給する一般教育訓練給付金の受給者は、上記の額から一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。



検索はこちら



高等職業訓練促進給付金



市ホームページ

ひとり親家庭の親が、下記対象資格の取得に向け1年以上養成機関で修業する場合、一定期間給付金を支給します。また、カリキュラムを修了したときは、修了支援給付金を支給します。

※入学(修業)の手続きをする前に、**函子ども・子育て総合センター**への事前相談が必要です。

対象	対象資格	支給額
20歳未満の子どもを養育しているひとり親で、次の要件を満たす人 ①市民 ②児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある ③養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる ④生活保護を受けていない ⑤就業や育児と、修業との両立が困難であると認められる ⑥過去にこの給付金を受給していない	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師	〈修業しているとき(月額)〉 ・市民税非課税世帯 10万円 ・市民税課税世帯 7万500円 ※修業している期間(上限48カ月)に支払われます。 ※修業最終年度は、月額4万円が加算されます。 〈修了したとき〉 ・市民税非課税世帯 5万円 ・市民税課税世帯 2万5,000円